「後期幕府直轄時代」について（10-3）

今回は、諸外国との外交交渉のため、幕府が欧州（ヨーロッパ）に派遣した使節の、ロシアとの北蝦夷地境界談判についてみてゆきます。

文久遣欧使節の境界談判

文久元年（1861）12月、幕府は開市開港の延期交渉とともに、各国王との懇親のため、使節を欧州に送ることを決め、そのうちロシアについては、樺太島の北緯50度をもって、日露の国境を定めることにしていました。同月22日に、遣欧使節竹内保徳ら一行40名が、イギリスの軍艦で品川を出港し、この一行には、前年通詞として渡米した福沢諭吉も随行していました。

一行は、翌文久2年（1862）にフランス国に着き、イギリス国・オランダ国などを巡回して、7月14日にロシア国の首都ペテルブルグに着きました。

そこで、ロシア側にまず開港延期を告げ、そして北蝦夷地境界の談判を開きました。

日本側は、「樺太島の北緯50度以南はアイヌ民族の居住地で、従来官吏を派遣してアイヌ民族に対して撫育・保護し、その地の警備も行ってきた。現に諸国の地図に50度で色を変えているのは、それが諸国に承認されているからである」と主張しました。

これに対しロシア側は、「樺太島は地理上満州に属し、日本人はかつてクシュンナイ以北に居住したことが無い。また、地図上の色分けは、各国の随意で行うもので証拠にはならず、経緯度をもって国境とするのは、かえって紛争の元となるので、「下田条約」（「日露和親条約」）のとおり、国境決定を据え置くか、海峡によって国境とするほかない」と主張し、境界が定まらなかったので、日露両国から「全権委員」を出して現地で協議をするとの「箇条書」を交わし、遣欧使節らは11月に江戸に帰着しました。

境界策定委員を派遣せず

翌文久3年（1863）7月、箱館のロシア領事から幕府外国奉行宛てに、ロシア側の「全権委員」についての通知が届きました。

しかし、日本国内にあっては、その頃、内憂外患・政務多端を極め、北地について省みる暇が無く、ついに委員の任命に至らず、ロシアに対しその通告をしませんでした。

そして、数カ月後にロシア側から、日本はペテルブルグでの約定について放棄したものと認識するとした旨を、日本政府に通知して来たので、せっかく取り決めた「箇条書」は、紙切れ同然となってしまいました。

箱館奉行の境界談判

箱館奉行は、ロシア人らが日本の主張する境界内へ侵入し、次々と柵営を構築した上、アイヌ民族や官吏に対し横暴する被害が頻繁になって来たので、早く国境を定めなければならないと幕府に申請しました。

幕府は、慶応2年（1866）8月に箱館奉行小出大和守を正使に、目付石川駿河守を副使としてペテルブルグに赴かせ、境界談判することを命じました。両使は、11月に横浜を出港し、12月にペテルブルグに着き、翌年2月までの間に9回の談判を試みました。

ロシア側は、「樺太はアムール川警備の要地であるので、必ず確保しなければならない。今樺太に境界を定めても、日本がこれを完全に防御することができないであろうから、樺太全島を口シア領とし、代りにウルップ島付近の諸島を日本に譲渡する方が両国の利益になる」として、島内に境界を設けることを容れませんでした。仕方なく両使は、ロシアとの間に規則を定めることにしました。

雑居規則の締結

日本側は、従来どおりクシュンナイ・マアヌイを境にして、両国民は移住せず、アイヌ民族については、日本が撫育してきたので、従来どおり取り扱うことを提案しました。しかし、ロシア側に受け入れられず、しまいには「雑居規則」を定めるに至りました。これが「樺太島仮規則」と呼ばれるものです。

慶応3年（1867）2月に締結した「雑居規則」は、「樺太は両国の所有とし、日本人・ロシア人ともに往来勝手、また、屋敷地もしくは産業に使用していない土地への移住利用の勝手、紛争のある場合は、両国の裁断とする」というものでした。

この結果、日本とロシアの樺太国境問題は、明治8年（1875）の「千島樺太交換条約」の締結まで、両国の懸案事項として持ち越されることになりました。